

# 令和5年度 集团指導講習会資料

## 有料老人ホーム



横浜市健康福祉局高齢施設課・監査課

横浜市健康福祉局高齢施設課

電話 045 (671) 4117

横浜市健康福祉局監査課

電話 045 (671) 4195

## 目 次

1 有料老人ホームにおける施設の管理・運営に関する重点事項	
(1) 高齢者福祉関係法令等の改正について	……P 1
(2) 高齢者虐待の未然防止と早期発見のために	……P 2
2 有料老人ホームにおける施設の管理・運営に関する留意事項	
(1) 届出	……P6
(2) 入居契約等	……P7
(3) 苦情対応、事故発生の防止	……P9
(4) 身体的拘束の適正化について	……P13
(5) 職員の配置等	……P15
(6) 介護サービス事業所及び医療機関との関係等	……P16
(7) 衛生管理	……P17
(8) 水害・土砂災害対策	……P19
(9) 防犯対策	……P21
(10) 預り金等の取扱い	……P23
(11) 実施が必要な研修・訓練	……P24
3 有料老人ホームの参考資料	
(1) 資料 介護職員等による喀痰吸引等について（神奈川県）	……P26
4 事務連絡	……P28
5 最後に	……P29

## 1 有料老人ホームにおける施設の管理・運営に関する重点事項

### 1－(1) 高齢者福祉関係法令等の改正について

#### 1 横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正（令和4年4月1日改正）

##### 1 改正理由

令和3年度介護報酬改定を踏まえて厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正が行われたことに伴う規定の整理及び字句の修正

※横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正にあたり、神奈川県における有料老人ホームの設置運営に関する指導の基準を揃えるため、神奈川県の神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の内容を踏まえた規定の整理及び字句の修正を実施

##### 2 主な改正内容

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け（8（2）イ）
- ・ハラスメント対策の強化（8（3）イ）
- ・感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化（9（4）～（7））
- ・高齢者に対する安否確認等の強化（10（5））
- ・高齢者虐待防止の推進（10（15））
- ・書面規制、押印、対面規制の見直し（15）
- ・協力歯科医療機関が近距離にあることが望ましい旨の規定を追加（9（8）イ）
- ・入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合の規定を追加（13（2）ク）

（参考）有料老人ホームに関する届出様式、指導要綱、指導指針について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/yuryou.html>

**【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨】**

○高齢者虐待防止法第5条において、「養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従事者等の方々は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

**【厚生労働省老健局長通知】**

○国は令和5年3月31日、高齢者虐待防止に向けた体制整備を充実し、再発防止に向けた取組を強化するよう厚生労働省老健局長通知「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001083436.pdf>)を発出しました。

**【局長通知の要点(抜粋)】****1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等**

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応、再発防止策の実施及び適切な事実確認
- ・性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置
- ・改善指導（勧告等）を受けた介護施設等の再発防止等に向けた改善計画（取組）に対する訪問等によるモニタリング、評価の実施
- ・都道府県と市町村との連携強化
- ・地域での孤立化防止等による養護者支援の適切な対応
- ・改訂版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の周知と積極的な活用

**2 高齢者虐待防止に係る体制整備等**

- ・養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備
  - 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられたことを踏まえた、虐待防止に向けた確実な体制整備の構築
- ・高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCAサイクル）の実施
  - 高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCAサイクル）の計画的な実施
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

### 3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

### 4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和4年度より補助対象に追加した介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣及び検証を行うための会議や養護者による虐待につながる可能性がある事例への専門職の派遣等の積極的な活用

## 1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

○「高齢者」とは、65歳以上の者と定義

○「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義

○次の5つの類型を「虐待」と定義

「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」

**※身体拘束は介護保険事業者・施設指定基準において、原則として禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当する行為とされています。**

## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

(1) 令和3年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数 ※相談通報件数の( )内は前年比

	神奈川県	全国
相談通報件数	201件 (+28件)	2,390件 (+293件)
虐待と判断した件数	66件 (38.2%)	739件 (28.4%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数(2,713人)は相談・通報件数(2,390件)と一致しない。

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医師等	介護支援専門員	地域包括支援センター	都道府県	警察	その他・不明	合計
人数	47	357	808	243	443	88	95	60	49	66	457	2,713
割合	1.7%	13.2%	29.8%	9.0%	16.3%	3.2%	3.5%	2.2%	1.8%	2.3%	17.0%	100.0%

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計2,713人に対して、「当該施設職員」が29.8%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が16.3%、「家族・親族」が13.2%、「当該施設元職員」が9.0%となっており、「本人による届出」は1.7%でした。相談・通報者のうち、当該施設職員、管理者等による通報の合計が46.1%(当該施設元職員の9.0%を含めると合計55.1%)となっており、養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています。

### (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

#### ア 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。

(平成 21 年 3 月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html>)

※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」では、次に掲げる行為も高齢者虐待に該当するものとされています。

- ・移動させるときに無理に引きずる。
- ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

#### イ 通報等による不利益取扱いの禁止

##### (ア) 通報義務

高齢者虐待防止法第 21 条において養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報義務を定めています。

養介護施設事業者は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

##### (イ) 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません(第 21 条第 6 項)。

##### (ウ) 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています(第 21 条第 7 項)。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

### 【参考】 養護者による高齢者虐待の早期発見

#### (1) 令和3年度の養護者による高齢者虐待の件数 ※相談通報件数の( )内は前年比

	神奈川県	全国
相談・通報件数	2,596件 (+375件)	36,378 件 (+604件)
虐待と判断した件数	813 件 (31.3%)	16,426 件 (45.2%)

## (2) 相談・通報者内訳(全国)

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数(38,850人)は相談・通報件数(36,378件)と一致しない。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他・不明	合計
人数	11,790	1,685	1,248	656	2,266	3,095	569	2,055	12,695	2,791	38,850
割合	30.3%	4.3%	3.2%	1.7%	5.8%	8.0%	1.5%	5.3%	32.7%	7.2%	100.0%

相談・通報者の30.3%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

## (3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

### ア 観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

### イ 協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種の職員が協力して、一人の高齢者を支えています。虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

### ウ 養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、「高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない(第5条)」とされています。

また、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。(第7条第1項)」、「第1項に定める場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。(第7条第2項)」とも規定されています。

この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。(第7条第3項)。

## (4) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、市町村は、老人福祉法第11条等の措置を行います。

### 3 令和3年度介護報酬改定における追加項目(注意:経過措置期間は令和5年度末まで)

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】⇒ 令和6年3月31日以降(経過措置期間終了後)は義務付けが適用されます。

### 4 高齢者虐待相談・通報窓口

横浜市健康福祉局高齢施設課 電話 045(671)3923 (特養・養護・軽費・短期・老健・療養型・医療院)  
045(671)4117 (有料)

## 2 有料老人ホームにおける施設の管理・運営に関する留意事項

### 2-(1) 届出

#### 指導対象例

- ・施設内のレイアウト変更について、届け出ていなかった。
- ・変更届の内容と実態が異なっていた。

#### 1 設置届

老人福祉法第 29 条第 1 項では、「有料老人ホームを設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事（政令指定都市であるため、横浜市長）に届け出なければならない」と規定されています。新たに事業所の開設を検討している場合は、老人福祉法の規定及び建築基準法、消防法等の関係法令を順守し、適切な計画を立て、有料老人ホームの設置を行う前に届出を行ってください。（横浜市では設置届前に事前協議が必要です）

#### 2 変更届

届け出た事項に変更が生じた場合は、横浜市に変更届を提出しなければなりません。変更内容に応じて、事前に横浜市と協議を行ってください。協議を行わずに変更し、内容が老人福祉法等に抵触する場合は、再変更を含め指導を行う場合がありますので、「有料老人ホーム事業変更手続一覧」をご確認のうえ、必要な手続を適切に行ってください。

また、介護付有料老人ホームにあっては、老人福祉法の届出に合わせて介護保険法に規定されている変更届もご提出いただく必要があります。どちらか一方だけ提出しているケースも散見されておりますので、漏れなくご提出ください。

#### 重要

#### ◆◆ 各種届出の電子申請化について ◆◆

横浜市では、令和5年度中に各種届出の電子申請化を予定しています。電子申請による届出の開始時期、受付方法等について、詳細な内容のご案内が可能になりましたら、改めて全施設あてに周知させていただきます。

#### 3 廃止届

有料老人ホームの事業を廃止又は休止する場合は、当該事業の廃止又は休止の1か月前までに廃止（休止）の届出を行う必要があります。事業の廃止又は休止が確定していない場合でも、検討している段階で横浜市にご相談いただき、届出が遅延することがないように、ご注意ください。

また、事業継承等で運営法人が変更になる場合にも旧法人で廃止届を提出していただき、新法人で新たに設置届に係る事前協議を行っていただく必要があります。スケジュールには十分余裕をもって計画を立ててください。

#### 【参考】

老人福祉法第29条第1項・第2項



## 指導対象例

- ・入居契約書について、契約解除の条件が横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、限定されていなかった。
- ・重要事項の説明を入居契約締結前に行っていなかった。
- ・権利金を受領していた。

## 1 入居契約締結に関する手続等

## (1) 契約手続

入居契約に際しては、契約手続に必要な契約書類等に則り、サービスの内容や利用料など、入居者やその家族にとって必要な情報について事前に十分説明をしてください。

介護付有料老人ホームにあつては、原則として入居者が特定施設入居者生活介護等を利用するため、入居契約と合わせて特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約を別途締結することになりますが、入居契約時に当該契約を締結しない場合であっても、入居契約時に当該契約の内容について十分に説明を行ってください。

また、入居開始可能日前の契約解除の場合については、既に受領している費用の全額を返還することとし、その旨を契約書に記載してください。

なお、入居契約書に関する基準は「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」の中に記載がありますので、この機会に契約書の内容を再度確認してください。

## (2) 重要事項説明書

入居契約に関する重要事項を説明するため、横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱第2号様式(第6条第1項)により、重要事項説明書を作成してください。

重要事項説明書は、入居契約の締結前に説明を行い、説明を行った者及び説明を受けた者の署名が必要です。

また、重要事項説明書の添付資料である「介護サービス等の一覧表」については、利用者の処遇に直結する部分のため、明確に標記し、施設で提供できるサービスはもちろん、提供できないサービスについても十分に説明を行ってください。

また、住宅型有料老人ホームにあつては外部の介護事業所の利用方法を説明するなど、入居者にとって必要なサービスが受けられるよう、助言を行ってください。

## 2 利用料

## (1) 利用料について

平成27年4月1日より、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を一切受領してはならないこととなりました。前払金方式、月払い方式いずれの場合にあつても、家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の区分や算定根拠について明確にしてください。

## (2) 家賃相当額

家賃相当額は、当該有料老人ホームの整備に要した初期投資額、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないよう設定してください。

なお、敷金を受領する場合には、家賃相当額を根拠とし、その額は6か月分を超えないこととしてください。

(3) 前払金方式

前払金を受領する場合は、前払金の算定根拠として想定居住期間を設定してください。

前払金として、「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額」を受領する場合には、前払金方式に加えて月払い方式を設定し、それぞれの支払い方法について十分説明してください。

(4) 退去時の原状回復費用について

原状回復とは、契約を解除した入居者とその家族が、居室を契約した当時の状態に戻すことではなく、入居者の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、入居者の故意・過失・善管注意義務違反・その他通常の使用を超えるような使い方をした場合による消耗・破損を復旧することをいいます。

「ルームクリーニング」という名目で経年劣化の部分も入居者側の負担としている事業所も見受けられますが、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考とし、本来どちらの負担で修復すべきものなのかの判断を適切に行ってください。

**【参考】**

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針12、13

## 2-(3)

## 苦情対応、事故発生の防止

### 指導対象例

- ・ 苦情の内容及び対応の状況等について、十分に記録されていなかった。
- ・ 苦情対応や事故等に関する書類が適切に整備されていなかった。
- ・ 苦情申出と事故に関する対応について、運営懇談会で報告されていなかった（または、内容が議事録に記録されていなかった）。
- ・ 事故発生防止のための職員に対する研修を実施していなかった。
- ・ 事故発生防止のための指針が整備されていなかった（または不備があった）。
- ・ 本市に提出すべき事故報告書が提出されていないものがあった。

### 1 苦情対応

#### (1) 苦情対応の体制

入居者及びその家族等からの苦情に対し迅速かつ誠実に対応し、円滑な解決を図るため、相談しやすい環境の整った苦情相談窓口を設置し責任者を明確化するとともに、職員が適切な対応を行うための留意点等を定めた苦情対応マニュアル等の整備をするなど、苦情対応の体制を整備してください。

#### (2) 苦情対応の記録及び報告

苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容及び対応の状況等について、記録して保存し、運営懇談会にて報告してください。苦情内容・対応がしっかりと記録できている事業所は、施設長や対応者が変わったときにもしっかりと対応できているように見受けられます。記録が十分でないことで、適切に対応できず問題を大きくする可能性もあります。

#### (3) 苦情対応機関の連絡先

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課の電話番号を、有料老人ホーム重要事項説明書等に記載するとともに施設内の見やすい場所に表示し、入居者及びその家族等に周知をしてください。介護付有料老人ホームにあつては、神奈川県国民健康保険団体連合会の電話番号を合わせて周知してください。

### 【参考】

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 9 (12)、(13)

## ～行政に寄せられた苦情集～

行政に寄せられる苦情の中には、必ずしも事業者側に非があるものばかりではありません。しかしながら、入居者やその家族がなにを望み、どのように考えているかは施設運営にとって重要なことですので、この苦情集がこれからの施設運営の参考になれば幸いです。

- ・入居前に身体状況を説明したはずなのに、対応できないから契約ができな  
いと言われてしまった。
- ・直接処遇職員の人数が少ないように感じる。
- ・施設側から入居者間の交流を阻害されてしまう。
- ・食事のコストパフォーマンスが悪い。
- ・ナースコールを押すもすぐに対応してくれない。
- ・職員の対応が冷たく、介護を頼むことができない。
- ・管理費等の算定根拠が不明瞭である。
- ・退去時に請求されたルームクリーニング費用の内訳があいまいである。
- ・入居者本人の健康状態に関して施設からまめに情報提供が欲しい。
- ・苦情を伝えた時の職員の対応が不誠実だ。
- ・鍵をかけられ、ベランダに出られない。職員に声をかければ出られると言  
われたのに職員に声をかけると忙しいから対応できないと言われる。
- ・施設内で発生する事故があまりにも多い。見守り体制が十分にされている  
か不安だ。
- ・医療機関へ受診させるタイミングが遅い。
- ・職員が異動した際、前任者に相談していたことが引き継がれていない。

・・・etc

## 2 事故防止

事故の発生や再発防止対策は、組織的かつ継続的に行う必要があります。

事故防止については、例年指摘が多い事項となっています。「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」及び「養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱い要領」で定められた内容を、再度確認するようにしてください。

### (1) 事故防止の指針関係

事故防止の指針に盛り込むべき内容は以下のとおりです。

- ①施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方
- ②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤介護事故等の発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

### (2) 事故防止体制関係

事故発生防止のための委員会等を設置し、定期的を開催するようにしてください。

### (3) 研修関係

事故防止に関する研修を実施してください。

研修の内容については各施設で適切に判断していただくこととなりますが、事故発生防止の観点で実施することが必要です。なお、施設職員が外部研修等を受講した場合は、外部研修等を受講した職員が他の職員に、研修内容をフィードバックする必要があります。

研修の記録については、研修議事録とともに研修で使用した資料等をセットで保管しておくことが必要です。

研修については、原則として全ての職員に対して実施する必要があります。可能であれば、同一内容の研修を複数回実施するなどして、できるだけ多くの職員が研修に参加できる体制を整備していただきますよう、お願いします。

#### (4) 事故報告

利用者へのサービス提供により事故が発生した際には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、事故の状況及び措置状況については、記録に残さなければなりません。

事故報告書の提出を必要とする事故の範囲は以下のとおりです。



(1) 不適切なサービスの提供により発生した、利用者のケガ又は死亡事故（誤薬による死亡等を含む。）

※ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とします。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(4) 誤薬（違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ等）

※介護付有料老人ホームの場合は受診の有無に関わらず報告が必要です。

※住宅型有料老人ホームの場合は健康状態の悪化、受診等を要した誤薬事故について報告が必要です。

(5) 利用者の徘徊、行方不明

※上記のほか、受診はしていないが、利用者家族とのトラブルが見込まれる場合などについても、必ず報告を行ってください。

#### (5) 利用者家族等への説明について

- ・利用者家族等への説明は横浜市に報告すべき事故以外についても必ず行ってください。
- ・事故発生時に連絡を入れるだけでなく、事故の原因や再発防止策についても説明を行ってください。最近の苦情では、「事故発生後に原因等の説明がされない」、「再発防止策が徹底されていない」といった相談が増えています。

#### 過去の事例

入所者が通院した病院で薬の誤処方があり、施設職員も気づかず与薬を続けてしまった結果、それが劇薬であったために病状が悪化して入院となってしまった、といった事故がありました。必ずしも施設の過失とは言えない部分ではありますが、入所者の体調が明らかにおかしいような場合には直ちにご家族や病院に確認するなど、ご注意ください。

#### (参考)

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/uneijiko.html>

養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱い要領

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/yuryou.html>

## 指導事例

- ・身体的拘束を行う際の3要件の検討を十分に行い、記録すること。
- ・身体的拘束を行う際の手順を事前に定めること。
- ・身体的拘束を行った際の記録を十分に残すこと。

## 1 身体的拘束の廃止のために

⇒ 当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはなりません。

## ◆緊急やむを得ない場合とは◆

以下の3つの要件全てを満たしていることを施設内の「身体的拘束廃止委員会」等で、組織として事前に定めた手続に従い、施設全体として判断していること。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2 身体的拘束を行う場合の注意（「身体拘束ゼロへの手引き」から一部引用）

- (1) 身体拘束の廃止に向けては、施設の責任者や職員が全体となって、身体拘束廃止に向けた取組みを行う必要があります。身体拘束を「事故防止対策」として安易に正当化するのではなく、高齢者の立場に立って、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢が求められます。
- (2) 身体拘束実施にあたっての三要件（切迫性、非代替性、一時性）については、要件ごとに個別に検討する必要があります。「切迫性」の要件を満たしている場合であっても、身体拘束以外の代替手段がないか（「非代替性」）、身体拘束が一時的なものであるか（「一時性」）について十分に検討する必要があります。
- (3) 家族等から「身体拘束をして欲しい」旨の要望があった場合でも、三要件の検討は必ず行ってください。（家族等からの要望は、身体拘束を実施する理由にはなりません。）
- (4) 身体拘束に該当するか否かは、実態に即して検討する必要があります。  
「四点柵」や「ミトン」等だけが、身体拘束に該当するとは限りません。  
特に、介護職員等が事故防止の観点から身体拘束（若しくは身体拘束類似の行為）をしてしまうということが見受けられます。（ベッドの一方を壁につけ、もう一方を柵で囲ってしまうケースなど）身体拘束に該当するか否かについては、介護職員等だけでなく全職員が共通の認識を持つ必要があります。
- (5) 身体拘束を行う際には、原則として「身体拘束廃止委員会」等を開催し、関係者が幅広く参加したカンファレンスで身体拘束実施の可否を検討する必要があります。介護職員等が個人（または一部の職員のみ）で判断することのないようにしてください。  
夜間帯などに緊急に身体拘束を実施しなければならない場合において、「身体拘束廃止委員会」の開催が困難な場合であっても、翌朝に「身体拘束廃止委員会」を開催するなど

して、施設として身体拘束実施の可否を検討するようにしてください。

- (6) 本人・家族等への説明にあたっては、身体拘束の内容、目的、理由、拘束を行う時間及び解除する時間、期間等について詳細に説明し、十分な理解を得るようにしなければなりません。また、同意書の期間は最長でも3か月とし、3か月を超えて身体拘束を実施する場合は、再度本人・家族等に対し説明し、書面により同意を得なければなりません。
- (7) 身体拘束を行う際の手順（マニュアル等）を定めておく必要があります。（身体拘束を実施していない施設についても、やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない状況が発生する可能性を考慮し、マニュアル等を整備しておかなければなりません。）
- (8) 身体拘束に関する記録については、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関する再検討を行うごとに記録する必要があります。また、記録については、参考として身体拘束ゼロへの手引き等で示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いる形でも差し支えありませんが、それ以外の方法による記録（施設で使用しているケース記録等への記載など）を妨げるものではありません。
- (9) 身体拘束に関する記録をする際には、「特に変化なし」、「身体拘束継続」など、単に入所者の状態を記載するだけでは不十分です。「何故、身体拘束を行わなければならないのか」、「身体拘束を行う以外、代替手段がないのか」、「解除するためには、どのようなことが必要か」といった観点から評価、検討が進むような情報の記載が求められます。
- (10) 身体拘束の3要件のうち1つでも要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除しなければなりません。

⇒ 身体拘束ゼロへの手引き（2001年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」作成）参照

### 3 【 介護報酬 】 身体拘束廃止未実施減算(特定施設入居者生活介護)

下記①～④の措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算となります。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※減算すべき事由が判明した場合は、速やかに本市健康福祉局高齢施設課あて連絡してください。（軽費老人ホームで特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合も同様です）

※減算の適用がない施設（住宅型有料老人ホーム等）であっても身体拘束は原則禁止です。



## 指導対象例

- ・毎年度当初に職員研修計画を策定し、その計画に基づいて研修を実施していなかった。
- ・個人情報の保護に留意していなかった。

**1 職員の配置****(1) 管理者（施設長）**

管理者（施設長）は、施設運営を統括する責任者の立場にあります。施設におけるあらゆる業務について把握していることや、職員に対する適切な指導や管理を行うことが求められます。よって、原則として高齢者の介護について知識又は経験を有する者であり、次のいずれかに該当するものであることとしています。

- ① 社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師等の資格を有する者
- ② 初任者研修等、市が認めた研修を修了した者
- ③ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設又は有料老人ホーム等において、2年以上介護サービスに従事した経験を有する者

**(2) 看護職員・介護職員**

介護付有料老人ホームにあつては、特定施設入居者生活介護の指定基準に規定された人員を配置しなければいけません。

一方で、住宅型有料老人ホームでは、入居者の数や要介護等の状態に即して、適切な数を配置することとされています。

**2 職員の研修**

職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施してください。特に、サービスを直接提供する職員は、その知識・技術が入居者に与える影響が大きいため、体系的かつ継続的に研修を行う必要があります。管理者（施設長）の責務として、毎年度当初に職員研修計画を策定し、その計画に基づいて研修を実施してください。

なお、関係団体等が開催する施設外の研修会などにも、職員を積極的に参加させることで、より豊富な知識・技術を業務に生かせるよう努めてください。

**3 職員の衛生管理**

職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行うとともに、メンタルヘルスを含めて健康管理に関する相談体制を確保するよう努めてください。

また、特に精神的な健康管理が不十分なことにより、入居者に対して不適切な介護が生じたり、職員の離職率にも影響する可能性がありますので、管理者（施設長）は十分に注意してください。

**4 職員の秘密保持**

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適正な取扱いに留意いただいているところですが、看・介護記録や薬の情報などについて、業務の多忙さから個人情報の保護が疎かになりがちな施設が見受けられます。他の入居者の方や外部からの訪問者の目につかないような工夫を実践してください。

【参考】横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 8

## 2-(6)

## 介護サービス事業所及び医療機関との関係等

### 指導対象例

- ・訪問介護と兼務している介護職員について、それぞれ業務ごとの勤務状況が把握できるような勤務表を作成していなかった。

### 1 入居者への情報提供

介護サービス事業所や医療機関等との連携を図ることは、入居者にとって有益であることと考えますが、一方で、入居者の自由に選択できる権利を妨げてはいけません。

入居者に対し、特定の事業所の利用や特定の医療機関の受診を誘引することなく、他の法人が運営している近隣の介護サービス事業所及び医療機関の情報についても提供してください。

### 2 職員の勤務表

訪問介護事業所や通所介護事業所が併設されている施設では、職員が有料老人ホームと併設事業所を兼務している場合がありますが、勤務表や出退勤の記録（タイムカード等）が区分されておらず、いずれのサービスを提供したのか書面で確認できない事例が見受けられます。

記録が不備であることにより、必要なサービスを提供していない、あるいはそのサービス提供に必要な人員が配置されていないという指摘となる可能性がありますので、それぞれの業務ごとに勤務状況を正確に記録してください。

### 3 同一建物減算

併設施設・事業所がある場合、介護報酬の同一建物減算が適用されますので、ご注意ください。

#### 【参考】

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針9(8)(9)

## 指導対象例

- ・ 検食を食事提供前に実施していなかった。
- ・ 未使用のおむつ、リネンと汚物を分けずに保管するなど、施設内における清潔と不潔の区別をしていなかった。
- ・ ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上実施していなかった。

高齢者福祉施設においては、施設の衛生的な管理を徹底するとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように措置を講じなければなりません。インフルエンザ、ノロウイルスなどを始めとする感染症について、高齢者福祉施設では特に集団感染への注意が必要です。感染症及び食中毒の対策は、組織的かつ継続的に行う必要があります。

## 1 厨房関係の衛生管理

## (1) 食事提供前の検食実施

検食を食事提供前に行い、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずるようにしてください。

## (2) 調理従事者の健康管理

調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受ける必要があります。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含め、必要に応じ10月から3月にノロウイルスの検査を含めてください。

## (3) 検食の保存

検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存する必要があります。

なお、原材料は洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で、また、調理済み食品は配膳後の状態で、保存することとしてください。

## (4) ねずみ、昆虫等の駆除

ねずみ、昆虫等の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、その実施記録を1年間保管する必要があります。

また、施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみや昆虫等の繁殖場所の排除に努めてください。

なお、殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意してください。

## 2 レジオネラ症対策

レジオネラ症防止のための措置が必要な設備を有する施設管理者は、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱で定めるレジオネラ症を防止するための技術的管理指針を標準例として設備の維持管理を行う必要があります。

(要綱 掲載ページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/eiseiho/building.html>

※全施設共通資料「浴場設備・飲用水等の衛生対策(健康福祉局生活衛生課)」参照

### 3 清潔と不潔の区別

汚物処理室等において、清潔と不潔の区分が徹底されていない事例が散見されました。不潔なエリアに清潔な物品等を置かないようにしてください。仮に、スペースの都合等で不潔なエリアに清潔な物品を置かなければならない場合は、布等で清潔な物品を覆ったり、パーテーション等で区切る等の工夫をしてください。

また、食事提供の際は、空気感染の可能性がある感染症の蔓延を極力防ぐため、食事と汚物の運搬経路を分けるなど、清潔と不潔の区域を分けてください。レイアウト上どうしても運搬経路を分けることが難しい場合には、時間帯を分け、汚物の運搬後にしっかりと消毒を行うなど、できる限りの対策をしてください。

### 4 ヘアブラシの管理

ヘアブラシを共用して使用する場合は、一度に複数の入居者が使用することによる毛シラミ等の感染症を予防するため、1日ごとではなく、一人が使用すごとに消毒が必要です。

消毒の際は、アルコールを吹き付けるなどの方法だけでは、感染症を予防することはできないので、塩素系薬剤水溶液等でつけ置きをしてください。

### 5 感染症の発生及びまん延防止のための措置

(令和6年3月31日までは努力義務)

感染症が発生し又はまん延しないよう、新たに次の措置を講じることが定められました。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底する。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

感染症の発生を防止するための措置等については、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つようにしてください。

#### 【参考通知等】

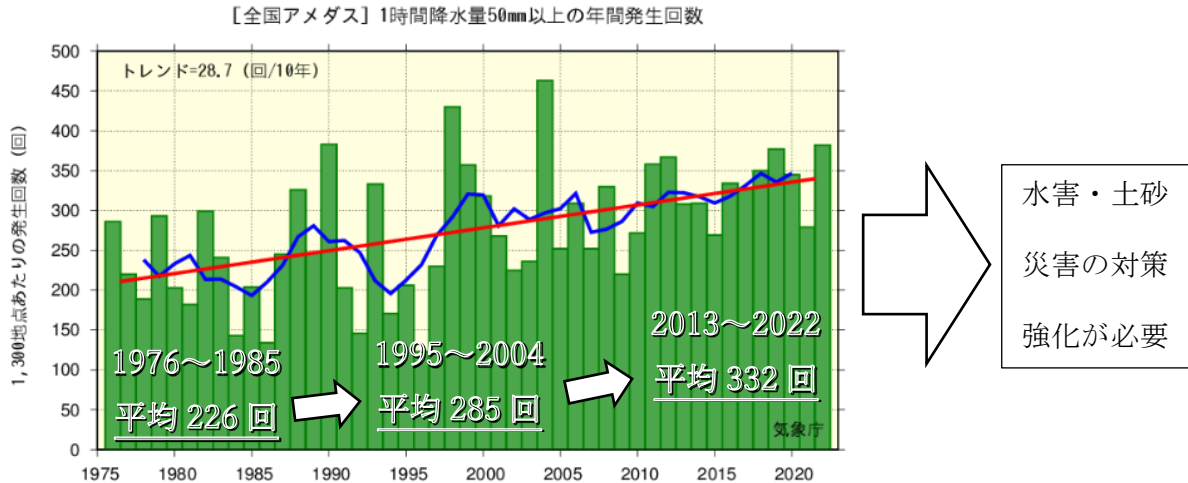
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」  
(平成15年12月12日 社援基発第1212001号) →「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」  
(平成20年3月7日老計発第0307001号)
- ・「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針9(6)」

## 2-(8)

# 水害・土砂災害対策

### 1 はじめに

近年、大型台風や集中豪雨などにより、全国各地で水害や土砂災害が発生しています。下図のとおり、時間雨量 50mm 以上の大雨の発生件数も増加傾向にあり、各施設において利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。



### 2 自分たちの施設の立地場所に、どのような危険が潜んでいるのかを事前に確認

「洪水ハザードマップ」や「土砂災害ハザードマップ」などで、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こる可能性がある場所ではないか等、施設の立地場所に、どのような危険があるのか事前に確認しておきましょう。「防災の地図（わいわい防災マップなど）」（横浜市ホームページ）を参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/map.html>

### 3 避難確保計画（非常災害対策計画）の策定

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域内に所在する施設の所有者又は管理者は法律等に基づき、火災や地震に対する計画だけではなく、洪水や土砂災害等の災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報の入手方法や、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統など、災害の種別に応じた避難に関する計画を作成し報告するとともに、その計画に基づいた訓練を実施しなければなりません。

各種区域内に所在する施設については、水害や土砂災害に対して適切な避難行動が取れるよう、下記マニュアルを参考に施設の状況等に応じた適切な避難確保計画を作成し、施設が所在する区の区役所総務課への提出をお願いいたします。各区役所等の所在地、連絡先につきましては、「横浜市要配慮者施設の避難確保計画作成マニュアル」の p. 45 をご覧ください。

【市要配慮者利用施設の避難確保計画作成マニュアル及び避難確保計画ひな形掲載ページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

【参考】根拠法令

- ・水防法 第15条の3
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2
- ・横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 第219条(第101条準用)

## 4 災害時の避難

台風などの大雨の際には、「気象情報(気象庁)」「河川情報」「避難情報」に注意し、「高齢者等避難」の発令で速やかに避難※を開始してください。

※施設内で安全が確保出来る場合には、避難所等へ避難する必要はありません。

### 【参考 避難情報の種類】

市(区)から発令される避難情報には、以下の3種類があります。

要援護者施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、

「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

**高齢者等避難**

(警戒レベル3)



**避難指示**

(警戒レベル4)



**緊急安全確保**

(警戒レベル5)

※ 令和3年5月20日から変更されました。

次のような状況の際の緊急的な対応についても、事前に考えておきましょう。

例1: 大雨等で避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物に移動しましょう。(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)

例2: 外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋に移動しましょう。(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋など)

## 5 情報の入手方法

### ○「防災情報」(横浜市ホームページ)

市域の警報・注意報、雨量などの情報は、市ホームページから確認できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

### ○横浜市防災情報Eメール **登録無料**

携帯電話に防災情報等を電子メールで配信します。河川の水位情報や雨量情報など、身近に迫っている緊急情報をリアルタイムにお知らせします。ぜひご登録ください。

[配信情報：受信する情報は選択できます。]

- ① 緊急なお知らせ
- ② 地震、津波警報・注意報
- ③ 気象警報・注意報
- ④ 河川水位、雨量、豪雨お知らせ
- ⑤ 土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、
- ⑥ 天気予報、熱中症予防情報、高温注意報
- ⑦ 光化学スモッグ など



### 【登録方法 掲載ページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/e-mail/email.html>

## 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」

(平成 28 年 9 月 15 日付厚労省通知 雇児総第 1 号ほか)

障害者支援施設において多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件の発生を受け、社会福祉施設等における入所者や利用者の安全の確保を図る取組みについて、厚生労働省から通知が発出されています。

地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るため、通知に示された点検項目を参照の上、防犯に係る安全確保に努めていただくようお願いします。

## 【点検項目(一部抜粋)】

## ① 日常の対応

## ア 所内体制の整備

例:・職員の役割分担を明確化する(防犯責任者の指定等)

- ・職員に対し防犯講習等を実施する
- ・万一の場合の避難経路や家族・関係機関等への連絡先、連絡方法を定め、職員へ周知する
- ・各出入口の開錠時間を整理し、職員へ周知する
- ・人目につきにくい位置にある出入口(職員通用口・業者専用出入口等)について、施錠管理を徹底する

## イ 施設設備面における防犯に係る安全確保

例:必要に応じ非常通報装置や防犯カメラを設置するなど、可能な範囲で、施設設備面の対策を講じる

## ② 緊急時の対応

## ア 不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

例:不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたとき等は、必要に応じ、警察、自治体の担当者に連絡し近隣の社会福祉施設等へも連絡する

例:職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、警備員の配置

## イ 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

例:不審者が立ち入った場合、直ちに、警察に通報するとともに、利用者の家族、自治体の担当者等に連絡する

例:緊急連絡網などを活用して職員が相互に情報共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する

例:入所者等の特性等に配慮しながら、不審者から離れた場所に直ちに避難誘導する

※ 施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要です。

また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意してください。

※ 各点検項目については、各施設の実情に応じて検討してください。

○通知の全文については以下のホームページをご参照ください。

(独立行政法人 福祉医療機構ホームページ)

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3750&ct=060070190>



## 指導対象例

- ・利用者預り金について通帳や印鑑が別々に保管されていなかった。
- ・利用者預り金について複数者による牽制体制で出納事務が行われていなかった。
- ・利用者預り金について個人別出納帳が作成されていなかった。
- ・現金について定期的に残高を確認していなかった。

## 1 牽制効果のある管理体制

施設職員が利用者の預り金を不正に使用していたという事例が全国で発生しています。

利用者と市民の期待を裏切ることのないよう、利用者からの預り金については、改めて一層厳正な管理を徹底されるようお願いいたします。

## 2 事故防止のためのポイント

事故を防止するため、特に以下に掲げる項目について、点検していただきますようお願いいたします。

- ①預り金取扱規程等に則った管理がされているか。
- ②責任者は、定期的に預金・現金残高の状況について確認しているか。
- ③収支の状況を定期的に利用者(家族)に知らせているか。
- ④利用者等との保管依頼書(契約書)・個人別出納帳等必要な書類を備えているか。
- ⑤責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか。
- ⑥通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか。
- ⑦通帳等と預り金台帳の金額が一致するか。また、その金額を証明する証憑類が保管されているか。
- ⑧適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか。

## 【参考通知】

「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

(平成 12 年 3 月 30 日厚生省通知 老企第 54 号)

「社会福祉施設等における利用者からの預り金について」

(平成 29 年 7 月 18 日横浜市監査課通知 健監第 202 号)

## 2-(11)

## 実施が必要な研修・訓練

有料老人ホームにおいて実施が義務付けられている研修や訓練は多岐にわたります。以下の表にまとめましたので、漏れがないように年間計画を立てて、計画的に実施することをお勧めします。

### ・定期的な実施が必要な主な研修・訓練

テーマ	研修	訓練	根拠法令
身体的拘束等の適正化	・ 定期的 (年 1 回以上)	-	・ 市指導指針10 (17)
業務継続計画 (感染症発生時)	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 市指導指針 9 (4)
業務継続計画 (非常災害発生時)	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 市指導指針 9 (4)
非常災害対策	-	・ (※1)	
感染症予防及びまん延防止	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 市指導指針 9 (6)
事故発生防止	・ 定期的 (年 1 回以上)	-	・ 市指導指針 9 (14)
虐待の防止	・ 定期的 (年 1 回以上)	-	・ 市指導指針10 (15)

- ・ 研修については、実施した内容を記録することとされています。日時、出席者、テーマ、当日資料をセットにして、いつどのような研修を行ったかすぐわかるように保管してください。
- ・ 訓練については、何を実施したか、また実施時における反省点・留意事項などの記録や資料・写真を残しておく等、当日の訓練の様子がわかるものを保管しておくことが望ましいです。
- ・ 「業務継続計画(感染症発生時/非常災害発生時)」「感染症の予防及びまん延防止」「虐待の防止」については令和6年3月31日までは経過措置期間となり努力義務ですが、令和6年4月1日以降は義務となりますのでご注意ください。

(※1) 非常災害対策の訓練については以下の通りです。

非常災害対策訓練種別	実施回数	根拠法令
消火訓練	・ 年 2 回以上	・ 消防法第 8 条 ・ 消防法施行令第 3 条の 2 ・ 消防法施行規則第 3 条
避難訓練	・ 年 2 回以上	・ 消防法第 8 条 ・ 消防法施行令第 3 条の 2 ・ 消防法施行規則第 3 条
通報訓練	・ 定期的 (年 1 回以上)	・ 消防法第 8 条 ・ 消防法施行令第 3 条の 2

夜間又は夜間を想定した避難訓練（※2）	・ 定期的 （年1回以上）	・ 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備
地震を想定した避難訓練（※2）	・ 定期的 （年1回以上）	・ 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備
水害を想定した避難訓練 （施設が浸水想定区域内にある場合）	・ 定期的 （年1回以上）	・ 水防法第15条の3
土砂災害を想定した避難訓練 （施設が土砂災害警戒区域内にある場合）	・ 定期的 （年1回以上）	・ 土砂災害防止法第8条の2

（※2） 「夜間又は夜間を想定した避難訓練」「地震を想定した避難訓練」については、非常災害発生時に有効な訓練として実施することが望ましいです。

○略称表記の根拠法令・通知等

市指導指針	横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 （平成24年4月1日健高施第4003号）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成12年法律第57号）
利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備	介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について （平成28年9月9日老総発0909第1号）

### 3 有料老人ホームの参考資料

#### 3-1 資料：介護職員等による喀痰吸引等について **神奈川県**

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

##### 1 介護職員等による喀痰吸引等

###### (対象となる医療行為)

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

###### (実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 介護職員等

（具体的には、一定の研修を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等）

###### (実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
  - 在宅（訪問介護事業所等からの訪問）
- などの場において、県知事が「認定特定行為業務従事者」として認定した介護福祉士や介護職員等のいる登録特定行為事業者により行われる。

##### 2 登録特定行為事業者

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。（全ての要件に適合している場合は登録）

###### 【登録の要件】

- ・ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ・ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- ・ 具体的な要件については省令で定める

※登録特定行為事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

###### <対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
  - ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
  - ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等） ・ 特別支援学校
- ※医療機関は対象外です。

##### 3 登録研修機関

たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。（全ての要件に適合している場合は登録）

### 【登録の要件】

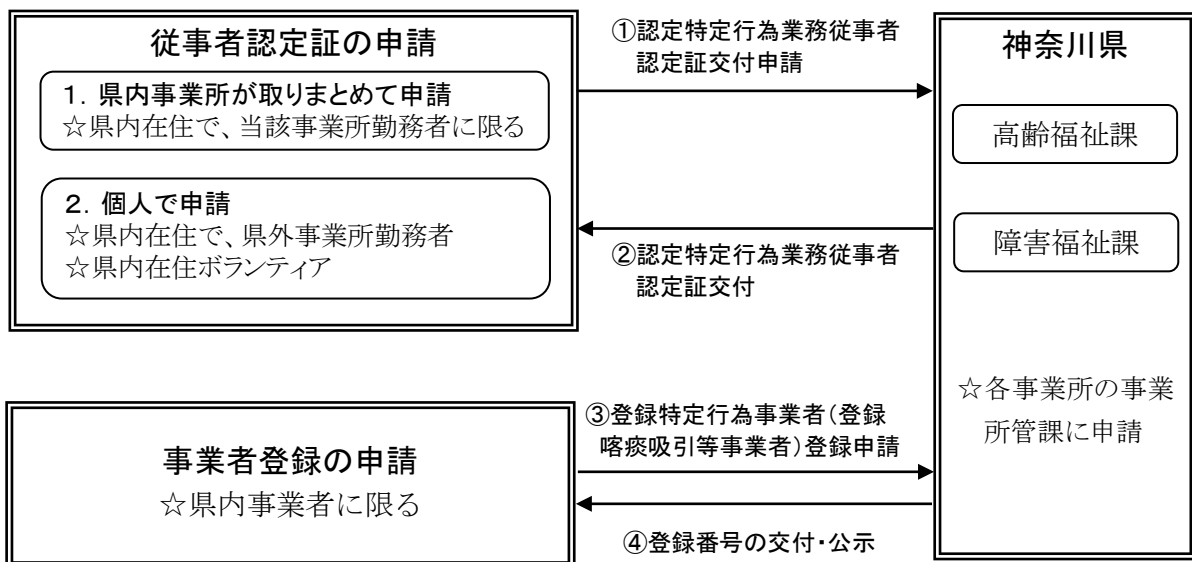
- ・ 基本研修、実地研修を行うこと
- ・ 医師・看護師等が講師として研修業務に従事（准看護師は対象外）していること
- ・ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ・ 具体的な要件については省令で定めていること

『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義＋演習＋実地研修」となっており、類型は次の3種類です。

- ・ 第1号研修（不特定多数の者対象、喀痰吸引等の各行為（5行為）全て）
- ・ 第2号研修（不特定多数の者対象、喀痰吸引等の各行為（5行為）のうち任意の行為）
- ・ 第3号研修（特定の者対象）

※登録特定行為事業者や養成施設も登録研修機関となることが可能です。

## 4 認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ



### 【たん吸引等に関するQ&A】

- (Q1) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は全てたん吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか。
- (A1) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。
- (Q2) 事業所は全て登録特定行為事業者となる必要がありますか。
- (A2) 全ての事業所や施設が登録特定行為事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

<各種申請の様式・申請方法等の掲載場所>

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ（書式／通知）

－15. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

## 4 事務連絡

### 【運営状況報告書】

有料老人ホーム設置運営指導要綱において、有料老人ホームの設置者は毎年7月1日現在の有料老人ホームの運営状況等について、市長に報告することとなっています。

〈運営状況報告書、重要事項説明書の掲載場所〉

有料老人ホームに関する届出様式、指導要綱、指導指針について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/yuryou.html>

### 【立入検査について】

今年度についても有料老人ホームの設備及び運営等について、検査を行う予定です。

対象となる事業所へは書面をもって通知しますので、ご協力をお願いします。

また、利用者の生命・身体に関わる事案の相談を受けた場合等に、事前に通告せずに監査を実施することもあります。

### 【メールアドレスの登録について】

横浜市より、施設の運営上必要な通知や事務連絡等をメールで送信しています。

すでにご登録いただいているメールアドレスを変更される場合は、施設名や連絡先等をご記入いただき、下記アドレスあてにEメールで遅滞なくお知らせください。

また、緊急時・災害時などにも情報提供を行っておりますので、一日につき一回以上は受信確認をしていただくよう、お願いします。

登録メールアドレスの変更の場合は、[kf-yuuryou@city.yokohama.jp](mailto:kf-yuuryou@city.yokohama.jp) までご連絡ください。

## 5 最後に

今回の集団指導講習会についての受講報告を、電子申請システムで受け付けております。  
手続き画面にはパソコン、スマートフォンからアクセスすることができますので、必ずお手続きをお願いします。

また、今後の業務改善のため、アンケートにご協力をお願いします。

<パソコンから>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13d7a978-5c7d-411f-a471-cd12f51287cf/start>

(集団指導講習会のホームページからも、手続き画面に進むことができます)

<スマートフォンから>

下の二次元コードを読み込んで、手続き画面に進んでください

